

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の登録まつ消
基本測量の終了
- 種畜証明書の交付
- 字の区域の変更
- 公有水面埋立地の地域の確認
- ◇選管告示 団体の解散の届出

告示

鳥取県告示第五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年 商号又は名称 主たる営業所在地 申請者 年月日

鳥取県知事 昭三四、城戸工 岩美郡岩美 域戸 昭三六、
事登録 昭三四、四 務店 町浦富一、重太郎 一一、四
（）第四〇 一一、四 務店 四四六

鳥取県告示第五十五号

次のとおり基本測量が終了した旨、建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量
- 二 作業地域

鳥取市

八頭郡郡家町、河原町、用瀬町、八東町、
岩美郡国府町、岩美町、津ノ井村、福部村

三 終了年月日 昭和三十六年十二月三十一日
 気高郡青谷町、気高町、鹿野町
 鳥取県告示第五十六号
 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四

条第一項第二号の規定による種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。
 昭和三十七年一月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明番号	種名	類	生年月日	産地	父血	母血	検査成績	住所	飼養者
昭三六鳥地番一	玉福	黒毛和種	三五、五、一七	鳥取県八頭郡河原町	石 寿	なかむら	二級	日野郡江府町	長尾 保一
第二号	大栄		六、六	米子市	第五栄光	きしだ		境港市	山本 憲
第三号	優山			日野郡江府町	悠 栄	は く			
第四号	菊栄		四、一	西伯郡岸本町	第十二栄光	さきえ		西伯郡岸本町	加川 潔
第五号	秀峯		六、三〇			ひろはら			
第六号	嵯峨		五、二六	米子市		たかさと		日吉津村	山崎 藤治
第七号	大鷲		五、二〇	東伯郡北条町	花 浜	としみつ		倉吉市	東伯種牛農業協同組合

種畜証明番号	種名	類	生年月日	産地	父血	母血	検査成績	住所	飼養者
第八号	秀峯		六、二八	赤碓町	光 竜	かつはる			池田 善義
第九号	花園		五、五	大栄町	花 秀	にしたに		東伯郡三朝町	野見 邦一
第十号	花元		六、一	吉市		こだに		東郷町	山根 芳蔵
第十一号	花村		三四、一、二三			ふ く		北条町	西村 昌晴
第十二号	花江		三五、七、二七		花 政	よこやま		東伯町	斉尾 晃
第十三号	花千		四、一六	西伯郡中山町	花 勝	よねはら		大栄町	米田千太郎
第十四号	新八		六、一〇	八頭郡船岡町	石 寿	もずる三		八頭郡船岡町	上田 長蔵
第十五号	照隆		五、二八		農 栄	みのり		河原町	徳田長太郎
第十六号	上田		五、二五		橋 本	第 一			西村 英治
第十七号	義姫		五、一三	用瀬町	沢 鶴	よしひめ			北尾 武幸
第十八号	福寿		四、二〇	八東町	秀 村	はつみど		用瀬町	川元健太郎
第十九号	藤原		四、一	若桜町		きたやま		若桜町	津村 繁治

第二十号	漆原	〃	三、五	〃	河原町	第二貞光	のりあき	〃	小松 善一
第二十一号	西田	〃	一、一八	〃	八東町	正 宮	はらみね	〃	津村 繁治
第二十二号	岩波	〃	五、一一	〃	東伯郡赤碓町	第二難波	こだに	〃	鳥取市 永井 義忠
第二十三号	真澄	〃	七、二五	〃	米子市	山 栄	ともこ	〃	西伯郡 山崎 元一 日吉津村

鳥取県告示第五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条第一項の規定により、次の公有水面埋立地を昭和三十七年二月一日から、東伯郡東郷町大字引地字寺前の区域に編入する。

昭和三十七年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字引地字寺前五八五番一地先
七四二、四六平方メートル(二二四坪五合八勺)

鳥取県告示第五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、昭和三十七年二月一日から、次の公有水面埋立地を東伯郡東郷町の区域に編入した旨、東伯郡東郷町長から届出があつた。

昭和三十七年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字引地字寺前五八五番一地先
七四二、四六平方メートル(二二四坪五合八勺)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄付及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十七年一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨
一 種 類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期 間 昭和三十六年 七月 一日から
昭和三十六年十二月三十一日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄付及び収入又は寄付の総額		一件千円以上の寄付の総額		一件五百円以上の寄付の総額		支出の総額		一件千円以上の支出の総額		一件五百円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	

民主社会党 気高支部

昭和三七
一七

四 主たる寄付者及び支出

- (一) 寄付者 該当なし
- (二) 支出